

【表 11】 要望活動が実現した主なもの

項目	要望先	実現内容の概要
国補正予算を確保	国	補正予算確保により、事業の前倒しが可能に。充当率および後年度の交付税措置が有利な補正予算債により、町の財政負担が大幅減。
災害復旧・復興に係る 地方財政措置	国	510 億円の復興基金が創設され、約 17 億円が町に個別配分。災害公営住宅の用地取得造成費について、一定要件で 1/2 まで充当可能に。
		任期付職員等の人件費が特別交付税の対象（8 割）に。
		復旧・復興業務に係る民間委託業務（積算、入札等）費用が、内容に応じて災害復旧事業債が特別交付税の措置対象に。
		被災農業者向け経営体育成支援事業の国補助 3/10 が、熊本地震特例として 1/2 に。地方負担が特別交付税対象（再建 7 割、撤去 8 割）に。
		災害廃棄物処理事業の地方負担分が、熊本地震特例として災害対策債の対象に。さらに元利償還金に対してグリーンニューディール基金が措置され、町の財政負担が大幅に軽減。
		被災庁舎の復旧に対する一般単独災害復旧事業債の対象が、熊本地震の特例として通常の「被災庁舎の入居職員数により算出した面積」に加え、「被災していない庁舎から移転する職員数も含めた面積増加分」も認められる。
		災害復旧事業債の、通常 10 年の償還期間が 20 年に。過年災の通常の充当率 90%が、現年災と同様 100%に。
橋梁災害復旧および農業用施設等災害復旧の県への委託	県	被災橋梁 20 の内の 13 の工事、および農業用施設等災害復旧の一部を県に委託したことで、早期復旧が可能となり、人員・技術面で町の負担が軽減。
給食センターの移転建て替えにおける防災機能の強化対策	国	原形復旧に加え、防災機能が強化。さらに補正予算確保により、事業の前倒しが可能に。また、町の財政負担が軽減。
第 5 保育所の移転による建て替え	国	原則、現地建て替えの災害復旧が、移転建て替え可能に。
土地区画整理事業の県による施工	県	施工主体が町から県へ移行したこと、併せて町の財政負担が 1 割となったことにより、人員・技術・財政面で町の負担が大幅に軽減。
震災遺構である布田川断層帯の国天然記念物指定	国	国天然記念物の指定により、保存管理に伴う町の財政負担が軽減。
仮設住宅の供与期間の延長	国	原則 2 年間の供与期間が、1 年延長。



解体が進む役場庁舎

取り組みを支える基盤
行財政基盤の確保

震災の教訓を生かした庁舎建て替え

現在、解体工事を行っています。建て替えについては、熊本地震発災当初、災害対策本部が設置できず防災の拠点としての機能が果たせなかった教訓を生かすとともに、皆さまからこれまでいただいたご意見などを参考にしながら進めていきます。今後は、平成 31 年度までに基本・実施設計を行い、平成 32・33 年度に新築工事を行う予定です。

庁内および関係機関との情報共有の徹底

復興計画の進捗状況の管理および庁内での情報共有徹底のため、震災復興本部会議を毎週行っています。また、各種事業については、国、県をはじめ関係団体等と情報共有を図りながら進めています。

国・県への人員体制・財政・制度等の支援の要請

マンパワーと予算が圧倒的に不足する中、積極的かつ粘り強い要望活動に

より、財政負担の軽減や業務負担の軽減、制度の緩和など、多くが実現しました。（表 11 参照）

今後、復旧・復興事業を加速させるためにも、依然として不足している人員の派遣や、負担が重くのしかかる財政面の援助はもろろん、特に被災者の生活再建や住まい再建にかかる制度などについて、後世になるべく負の遺産を残さないよう、今後もしっかりと要望活動を重ねていきます。